

「大台町議会基本条例」検証チェックシート（対象期間：令和6年度）

A:よくできている B:できている C:検討（努力）が必要 D:殆どできていない

条番号	条文（要旨）	これまでの実績	評価(検証) のポイント	令和6年度評価
1	目的 議会及び議員としてのあり方や仕事を明文化することによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした「住みやすいまちづくり」の実現に寄与する			
2	議会及び議員の使命 二元代表制の充実と町民が主体の自治の観点から、政策をめぐる立案、決定、執行及び評価（監視）における論点及び争点を明確にし、地方自治の実現を図ることを使命とする			
3	議員の政治倫理			
3-2	議員のモラル、議員の政治倫理については、条例で定める	大台町議会議員政治倫理条例(H25.6.10制定) 大台町議会議員政治倫理条例の一部改正(R5.6.20改正) 大台町議会ハラスメント防止条例(R5.12.27制定)	左記の条例を熟読し、見直す必要はないか	A
4	議会の活動原則			
4-1	公開性、公正性、透明性及び信頼性を重んじた町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会	(公開性) ・ 会議の原則公開、議会図書コーナーやHPでの会議録の公開 ・ 大台町議会議長交際費の支出に関する基準（R2.10.14制定）及び用途をHPで公開 (公正性) ・ 政治倫理条例の遵守 (透明性) ・ 議案等の賛否について、「広報おおだい」で公表 ・ 会議の結果について、ホームページで公表 ・ 議決された議案の概要もホームページに追加（令和3年度から） (信頼性) ・ 大台町議会危機対策本部に関する要領、行動マニュアル（H27.7.16 制定） (上記本部の設置について、震度5強以上を5弱以上に改正(R2.7.27))	6-1、6-2、6-5、6-7、15-1、15-2の項目でそれぞれ評価する	

条番号	条文（要旨）	これまでの実績	評価(検証)のポイント	令和6年度評価
4-2	大台町議会会議規則の内容を継続的に見直す	・「出産のための欠席届けについて」を規定（H27.9.11 改正） ・委員外議員にも委員会開催通知の送付（H28.9から） ・欠席の届出について、欠席理由についての改正を行い、産前産後休暇を新たに規定（R3.9.8 改正） ・請願書の記載事項等について、押印が必須であった規定を、署名または記名押印に改正（R3.9.8 改正） ・議員及び委員会発議の議案に対し反論権の規定、情報通信端末機器を会議等で使用できるように改正（R4.9.9改正）	議会の活動原則を担保する会議規則となっているか	A
4-3	委員会活動の充実強化を図る	・所管事務調査研究 ・予算決算常任委員会の設置（R2.2.19） ・総務教育民生常任委員会・産業建設常任委員会で議案の付託を受けて審査した	一年を振り返って委員会活動はどうであったか	A
4-4	ホームページで会議の日時、議案等の事前公表	・議会運営委員会終了後にHPで公表（会期、会期及び審議の日程表、議案一覧、一般質問通告書） ・R2.8.5開催の臨時会から議案概要等もHPで公表	HPでの事前公表で何か追加するものはないか	A
4-5	傍聴者に議案資料等の提供	・会期及び審議の日程表、議事日程表、議案一覧、一般質問通告書を配付 ・議案書、議案関連資料、施政方針は閲覧に供している ・R4.11から会議資料を映すためのモニターを設置。	傍聴者の視点で何か追加するものはないか	A
4-6	会議を休憩する場合は、理由及び再開時刻を傍聴者に説明する	休憩する際は、その都度、再開時刻を説明している	本会議、委員会、全員協議会も含めて評価する	A
4-7	傍聴に関し必要な事項は、傍聴規則で定める	大台町議会傍聴規則(H25.2.12全部改正) ・傍聴人受付簿に撮影、録音の申告欄を追加するよう改正(R2.12.7) ・第2条（傍聴人の定員を変更できる旨を規定）及び第8条（必要な事項は議長が定める委任規定）を追加（R2.12.7改正）	規則を見直す点はないか、傍聴に関し、必要な事項が定められているか	A

条番号	条文（要旨）	これまでの実績	評価(検証) のポイント	令和6年度評価
4-8	月に1回以上全員協議会を開催。全員協議会に関し、必要な事項は規程で定める	・大台町議会全員協議会規程(H22.6.8制定、最終改正H27.4.1) ・資料の原則事前配付（H29.3から） H27年度：13回 H28年度：16回 H29年度：11回 H30年度：14回 R元年度：15回 R2年度：16回 R3年度：13回 R4年度：15回 R5年度：14回 R6年度：16回	月に1回以上開催できているか、左記の規程で見直す点はないか	A
4-9	1年1回以上、全員協議会で議会活動を見直し、議会報告と意見聴取会で報告する	全員協議会や議会運営委員会で議会活動の見直しを行い、議会報告・意見聴取会で報告を行った。	議会活動を全員協議会で見直し、議会報告会で見直した結果の報告をしているか	C
5	議員の活動原則			
5-1	議員相互の自由な討議の推進	自由討議が必要な議題があれば、議会運営委員会に諮り、本会議で行うこととする。（H28課題検討において取り決め）	必要に応じて議員間で自由な討議が行われたか（形式は問わない）	B
6	町民参加及び町民との連携			
6-1	町民への情報公開、説明責任	・情報公開については、HP、広報おくだい、窓口での議案書等の閲覧で実施（R3年度からHPの会議の結果ページに議案の概要等を追加） ・会議録検索システム、議会図書コーナーでの会議録公開	15-1、15-2の項目とあわせて評価する	

条番号	条文（要旨）	これまでの実績	評価(検証) のポイント	令和6年度評価
6-2	会議の公開	全ての会議は、原則公開している （傍聴者数） H27年度:本会議33、常任委員会1、全員協議会1 H28年度:本会議94、常任委員会2、全員協議会19、議会運営委員会2 H29年度:本会議119、全員協議会7、議会運営委員会1、連合審査会1、特別委員会9 H30年度:本会議45、全員協議会13、連合審査会3 R元年度：本会議44、全員協議会：3 R2年度:本会議31、常任委員会4、全員協議会12 R3年度:本会議54、常任委員会2、全員協議会25 R4年度:本会議54、常任委員会0、全員協議会11 R5年度:本会議53、常任委員会1、全員協議会11 R6年度:本会議50、常任委員会1、全員協議会16	会議は公開されているか、町民の視点に立って、関心を持たれ続ける運営ができているか	A
6-3	参考人制度、公聴会制度等の活用	平成27年度～令和4年度 実績なし 令和5年度 総務教育民生常任委員会で参考人を招致した（R5.9.11） 令和6年度 総務教育民生常任委員会で参考人を招致した（R6.12.13）	必要に応じて制度を活用し、専門的、政策的識見を議会の討議に反映できたか（必要がなかった場合はA評価）	A
6-4	請願及び陳情の審議において提案者の説明を聴く	（請願件数） 平成27年度：6件 平成28年度：4件 平成29年度：5件 平成30年度：4件 令和元年度：4件 令和2年度：4件(意見陳述の希望なし) 令和3年度：5件(意見陳述の希望なし) 令和4年度：4件(意見陳述の希望なし) 令和5年度：7件(その内3件は、総務教育民生常任委員会で参考人を招致し、説明を聴いた。残りの4件は意見陳述の希望なし) 令和6年度：5件(その内1件は、総務教育民生常任委員会で参考人を招致し、説明を聴いた。残りの4件は意見陳述の希望なし)	必要に応じて提案者の意見を聴いたか（必要がなかった場合はA評価）	A

条番号	条文（要旨）	これまでの実績	評価(検証) のポイント	令和6年度評価
6-5	町民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図る	（出前懇談会） H30.5.15 大台町在住教職員組合（13人） R2.12.22 商工会（4人） コロナ禍により少数で実施 R3.2 栃原地史を考える会（コロナ禍により、書面での提言に対し、書面で回答した） 令和3～6年度は実施なし （意見交換会） R7.2 学童保育保護者（日進：17人、三瀬谷：4人）	意見聴取会は1年1回以上開催し、その他でも意見交換の場を多様に設け、政策提案など議会活動に反映させたか （6-7とあわせて評価する）	B
6-6	選挙公報等における公約の実現性、議案等に対する採決態度の公表	・一般質問の様子をHP、行政放送チャンネルで放送 ・「広報おおい」で賛否を公表 ・選挙公報を発行	公表の仕方は十分か	B
6-7	議会報告会と意見聴取会を1年1回以上開催	* 参加人数 H27.4.18 (宮川)10、(大台)14 H28.7.3 (宮川)16、(大台)25 H29.4.23(宮川)11、(大台)22 H30.7.28-29 台風接近のため中止 H31.4.19 (宮川) 22 H31.4.20 (大台) 29 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 R3.11.1 (宮川) 5、(大台) 8 議会報告及び「地域公共交通」と「特定空家対策」について意見聴取を行なった R4.10.3～5(大杉)14、(領内)8、(荻原)5、(三瀬谷)6、(川添)15、(日進)14 6か所で開催 R5.10.11～18(千代)14、(下菅)8、(栗谷)14、(下真手)3、(粟生)5、(長ヶ)2、(大ヶ所)17、(久豆)15、(江馬)13 9 か所で開催（計10回） R6.10.5～7(藺)5、(弥起井)1、(上楠)18、(宮野)5、(久豆)8、(小滝)6 6 か所で開催	6-5とあわせて評価する	

条番号	条文（要旨）	これまでの実績	評価(検証) のポイント	令和6年度評価
7	町長等と議会及び議員の関係			
7-1	緊張関係を維持し、政策をめぐる論点及び争点を明確にすることを常に意識して、町政にあたる	論点や争点を明確にし、議論の質の向上を図るため、議員及び委員会発議の議案に対し反論権を規定した（R4.9.9）	論点・争点を明らかにして質疑を行なったか	B
7-3	町長等は討議の充実を図る観点から、答弁内容を事前に示すよう努める。また、二次以降の質問は一問一答方式で行う	・ H25.6（第2回定例会）から、答弁要旨を、質問のおおむね10分前に配付 ・ 二次以降の質問は一問一答方式で行われた	事前に答弁内容が示されたか、二次以降の質問は一問一答方式であったか	A
7-4	町長等は反問することができる（反問権）	・ 議論を深めるため、町長等に反問権を与えている ・ 反問権、反論権について、令和2年度の全員協議会で3回にわたって協議し、基本条例の反問権の趣旨は、質問及び質疑の内容を明確にするためであることを確認し、基本条例の第7条の概要解説欄に明記（R2.11.11）＊会議規則第53条の2	反問権を付与しているか	A
7-5	町長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して反論することができる。（反論権）	・ R4年度に反論権の必要性について全員協議会で協議を行い、論点や争点を明確にし、議論の質の向上を図るため、議員及び委員会発議の議案に対し反論権を規定した。（R4.9.9）	反論権を付与しているか	A
8	町長による政策形成過程等の説明			
8-1	町長は政策等を提案するときは、形成過程の資料を提出するよう努める	H29.3.3 執行部へ資料の提出について要請 R2.9.2 執行部へ資料の提出について、文書で要請 全員協議会等で政策の形成過程の資料の提出があった	9-1の内容も含め、現在提出されている資料で十分か	B

条番号	条文（要旨）	これまでの実績	評価(検証) のポイント	令和6年度評価
8-2	議会は前項の政策等の審議にあたっては、論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議を行う	H29.3.3 執行部へ資料の提出について要請	政策形成過程等で論点及び争点を明らかにし、政策評価を見据えた審議ができているか	B
9	予算及び決算における政策説明資料の作成			
9-1	町長は、施策別及び事業別の説明資料を提出するよう努める	H29.3.3 執行部へ資料の提出について要請 R2.9.2 執行部へ資料の提出について、文書で要請 令和4年3月定例会から一般会計予算について予算説明資料が提出されるようになった 令和5年9月定例会から一般会計決算について決算事業説明書が提出されるようになった	8-1とあわせて評価する	
9-2	町長は、決算審査にあたって執行方針、予算等に基づいて行う行政評価及び事務事業評価について、説明資料を付して提出するよう努める	H29.3.3 執行部へ資料の提出について要請 R2.9.2 執行部へ資料の提出について、文書で要請 令和5年9月定例会から一般会計決算について決算事業説明書が提出されるようになった	決算審査における資料は適切か	B
10	議決事件の拡大 地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の拡大	議決事件としているのは以下のとおり ・大台町総合計画基本構想及び基本計画の制定、変更又は廃止 ・定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止 ※大台町名誉町民条例で名誉町民の決定も議決事件としている	議決事件の拡大について、常に意識できているか	B
11	議員定数及び議員報酬			
11-1	議員定数及び報酬は、それぞれ条例で定める	・大台町議会議員の定数を定める条例(H20.6.22制定) H29.9.11 定数を11人に改定(H30.2.12施行) ・大台町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(H18.1.10制定) H29.9.15 議員報酬の改訂(H30.2.12施行)	条例で定められているか、見直す点はないか	B

条番号	条文（要旨）	これまでの実績	評価(検証) のポイント	令和6年度評価
11-2	上記の改正にあたっては、参考人制度、公聴会制度を活用する	実施なし	改正した場合、参考人制度、公聴会制度を活用したか	
12	政務活動費			
12-1	条例に基づき議員個人に交付する	大台町政務活動費の交付に関する条例（H25.10.25制定、最終改正H26.6.13） H27年度：13人 293万円（465,973円返還） H28年度：13人 300万円（772,367円返還） H29年度：13人 249万円（879,596円返還）※4月～2月 2人 4万円（16,782円返還）※3月のみ H30年度：11人 250万円（528,965円返還） R元年度：11人 252万円（468,022円返還） R2年度：11人 264万円（129,393円返還）（※特例分の返還1,320,000円） ※大台町議会議員の政務活動費の特例に関する条例（R2.6.15 制定、R3.5.31 失効）によりコロナウイルス感染症対策に充てるため政務活動費の1/2に相当する額を返還 R3年度：11人 230万円（554,947円返還）※4月～2月 2人 4万円（25,200円返還）※3月のみ R4年度：11人 243万5千円（453,895円返還） R5年度：11人 250万5千円（373,538円返還） R6年度：11人 261万円（552,415円返還）	条例に基づき交付されているか	A
12-2	証票類を添付した報告書を提出し、町民に公開する	HP、広報おおだい（6月号）で公開し、窓口での閲覧に供している（前年度分を毎年6月1日に公開）	町民等から疑義を持たれないよう適正に公開されているか	A

条番号	条文（要旨）	これまでの実績	評価(検証) のポイント	令和6年度評価
13	議員研修の充実強化			
13-1	議会としての議員研修の実施	H27.11.24 「議案のペーパーレス化と情報共有」 会議録研究所大阪営業所 H27.12.7 「質問力を高め 議会力に活かす」 龍谷大学政策学部教授 土山希美枝 H28.6.10 「議員発議の（推進）条例の作り方」と「条例制定及び改正議案の審議のチェックポイント」 第一法規(株)政策情報センター H29.10.17 「議会及び議員活動の活性化について」 三重県地方自治研究センター 上席研究員 高沖秀宣 H30.3.12 「予算書の見方・予算の仕組み」 勉強会 H30.10.18 「地方議会・議員の役割と権限について」 前全国都道府県議会議長会議事調査部長 鶴沼信二 R元.11.1 「住民に開かれた議会等」 長野県飯綱町元議長 寺島渉 R2.1.22 「議会におけるデジタル活用」 ソフトバンク岸野光祐 ＊オンライン形式で実施 R3.12.17 「議会ICT推進について」 富士ソフト株式会社 川西将暉、陣野重耶、西日本電信電話株式会社 磯野崇、居附俊幸、NTTビジネスソリューションズ株式会社 近藤智義 R4.4.29 議員研修（任意研修）自治体議会研究所 代表 高沖秀宣 R4.11.11 タブレット端末等操作研修 ソフトバンク株式会社 谷川 和哉 R5.7.12 法令・条例の読み方研修 第一法規株式会社 R5.9.22 大台町議会災害対策訓練 講師なし R6.9.30 大台町議会災害対策訓練 講師なし R7.2.27 議員のためのハラスメント防止研修 一般社団法人 公務員研修協会 代表理事 高嶋直人	研修を実施したか、議員の資質向上が図られたか	A
14	議長及び副議長志願者の所信表明 所信表明の実施	H28.2.18 議長（3人） 副議長（1人） H30.2.19 議長（2人） 副議長（1人） R2.2.19 議長（2人） 副議長（2人） R4.2.18 議長（1人） 副議長（2人） R6.2.19 議長（3人） 副議長（1人）	所信表明の機会を設けられたか	A

条番号	条文（要旨）	これまでの実績	評価(検証) のポイント	令和6年度評価
15	議会広報の充実			
15-1	町政に係る論点及び争点の情報周知	広報おおだいで周知	議会独自の視点で多様な手段を活用し、町民が町政に関心を持つ広報活動となっているか (6-1と15-2とあわせて評価する)	B
15-2	多様な広報手段を活用し、町政に関心を持つ議会広報活動	・ H23.3からHPでの議会インターネット録画配信（一般質問のみ）、会議録検索システム導入 ・ H18からケーブルテレビによる一般質問録画放送 ・ HP、広報おおだいで議案等の報告 ・ 令和4年3月から防災行政アプリでもテスト配信を行い、令和4年度から配信を行なっている	15-1とあわせて評価する	
16	議会事務局の体制整備 事務局の調査、法務機能の強化	書籍や研修により、向上を図った また、第一法規システムの活用を行なっている 議会事務局処務規程を制定（R5.11.14）	法務機能強化、法務機能の活用がされているか	A
17	議会図書室の設置、充実及び公開 町民や職員が利用できる開かれた図書室	H27年度：購入2冊、貸出人数2人 H28年度：購入2冊、貸出人数3人 H29年度：購入6冊、貸出人数2人 H30年度：購入4冊、貸出人数2人 R元年度：購入2冊、貸出人数2人 R2年度：購入4冊、貸出人数3人 R3年度：購入4冊、貸出人数7人 R4年度：購入3冊、貸出人数2人 R5年度：購入5冊、貸出人数2人 R6年度：購入7冊、貸出人数1人 蔵書冊数（貸出用）81冊	議会図書室の充実がされているか、町民、職員の利用に供されているか	A

条番号	条文（要旨）	これまでの実績	評価(検証) のポイント	令和6年度評価
18	最高規範性 この条例に違反する条例等を制定してはならない	違反する条例等を制定していない	違反する条例等が制定されていないか	A
19	見直し手続			
19-1	必要に応じて、議会運営委員会及び全員協議会で基本条例を検討する	議会運営委員会で検討した	議運及び全協で検討されているか	A
19-2	改善が必要な場合は、条例改正を含め適切な措置を講ずる	・ 第9条（質疑の通告制を廃止）、第19条（見直し時期の改正）について条例改正（R2.3.18） ・ 第7条第5項（反論権）について改正（R4.9.9改正）	改善が必要な場合、適切な措置がとられているか	
19-3	条例改正をする場合は、本会議で詳しく説明しなければならない	・ 第9条、第19条の改正について、令和2年度第1回定例会で議会運営委員長が提案説明を行なった。 ・ 第7条第5項の改正について、令和4年度第3回定例会で議会運営委員長が提案説明を行なった。	改正の際、理由及び背景を詳しく説明したか	